

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年8月30日(2007.8.30)

【公表番号】特表2007-506737(P2007-506737A)

【公表日】平成19年3月22日(2007.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-011

【出願番号】特願2006-527977(P2006-527977)

【国際特許分類】

**A 6 1 K 6/083 (2006.01)**

【F I】

A 6 1 K 6/083 5 3 0

A 6 1 K 6/083 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月9日(2007.7.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

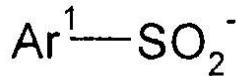
【特許請求の範囲】

【請求項1】

エチレン性不飽和化合物と、

式I

【化2】



I

のアニオンと、正に帯電した窒素原子または正に帯電したリン原子を有するカチオンとを有するアリールスルフィネート塩を含む開始剤系と、

を含む重合性組成物であって、

前記アリールスルフィネート塩が、銀／硝酸銀参照電極に対して0.0～+0.4ボルトのN,N-ジメチルホルムアミド中の酸化電位を有しており、Ar<sup>1</sup>が、非置換であるか、あるいは、電子吸引性基、または電子供与性基と組み合わされた電子吸引性基で置換されたC<sub>6</sub>～<sub>30</sub>アリールまたはC<sub>3</sub>～<sub>30</sub>ヘテロアリールであり、前記重合性組成物が、口腔環境で使用するのに適した歯科用材料である重合性組成物。

【請求項2】

フッ化物源、増白剤、抗う蝕剤(例えば、キシリトール)、無機質補給剤(例えば、リン酸カルシウム化合物)、酵素、口臭清涼剤、麻酔薬、凝固剤、酸中和剤、化学療法剤、免疫応答調節剤、薬剤、指示薬、染料、顔料、湿潤剤、界面活性剤、緩衝剤、粘度調節剤、チキソトローブ、フィラー、ポリオール、抗菌剤、抗真菌剤、安定剤、口内乾燥症の治療剤、減感剤、およびこれらの組み合わせからなる群から選択される歯科用添加剤をさらに含む、請求項1に記載の重合性組成物。

【請求項3】

前記歯科用添加剤が、光退色性染料である、請求項2に記載の重合性組成物。

【請求項4】

前記開始剤系が、更に、250～1000ナノメートルの範囲の化学線の波長を吸収することができる増感剤を含む、請求項1～3のいずれかに記載の重合性組成物。

【請求項5】

前記増感剤が、カンファーキノン、ベンジル、フリル、3,3,6,6-テトラメチルシクロヘキサンジオン、フェナントラキノン、1-フェニル-1,2-プロパンジオン、およびこれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項4に記載の重合性組成物。

【請求項6】

前記開始剤系が、更に、銀／硝酸銀参照電極に対して+0.4～-1.0ボルトのN,N-ジメチルホルムアミド中の還元電位を有する電子受容体を含む、請求項1～5のいずれかに記載の重合性組成物。

【請求項7】

前記電子受容体が、ヨードニウム塩、ヘキサアリールビスイミジゾール、過硫酸塩、過酸化物、酸化状態にある金属イオン、またはこれらの組み合わせである、請求項6に記載の重合性組成物。

【請求項8】

前記開始剤系が、更に、アリールスルフィネート塩とは異なる還元剤を含む、請求項1～7のいずれかに記載の重合性組成物。

【請求項9】

前記組成物がセルフエッティング性の重合性歯科用組成物であり、前記エチレン性不飽和化合物が酸官能基を有するエチレン性不飽和化合物と、酸官能基を有さないエチレン性不飽和化合物とを含む、請求項1～8のいずれかに記載の重合性組成物。

【請求項10】

前記重合性組成物が、少なくとも40重量%のフィラーを含み、自己接着性の組成物である、請求項1～9のいずれかに記載の重合性組成物。